全Ｌ協保安・業務Ｇ５第２１７号

令和６年２月１６日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する

　法律に基づく措置について　　　　　　　　　　　　　　　　（お知らせ）

標記につきまして、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し、適用すべき措置の指定に関する政令が令和６年１月１１日付けで公布、施行されました。

それを受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条および第四条の期限が延長されておりますのでお知らせいたします。

なお、第三条に係る措置については、今後、告示により定められることから改めてお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係する会員に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　橋本、國坂